

## 夜間納付窓口のご利用を

水道料金のお支払いのため、下記のとおり夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日（火曜日）	
平成29年 8月	8日	22日
9月	12日	26日
10月	10日	24日
11月	7日	21日
12月	5日	19日
平成30年 1月	9日	23日
2月	6日	20日
3月	6日	20日

場 所：行田市大字前谷1番地1  
水道庁舎（西部配水場内）  
時 間：午後7時まで

## 納期限内のお支払をお願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。納入通知書に記載してある取扱金融機関並びにコンビニエンスストアでお支払いいただけます。水道料金の納入がない場合には、給水を停止する場合がありますので、ご注意ください。

水道課では便利な口座振替のご利用をおすすめしています。水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑を持って、納入通知書裏面に記載してある取扱金融機関（みずほ銀行・三井住友銀行・川口信用金庫を除く）の他、全国のゆうちょ銀行・郵便局、中央労働金庫でお申し込みください。

## 売上金を寄付しました

水道課では7月9日の「蓮まつり」に出店し、古代蓮の雫を販売しました。

その売上金の全額を、日本赤十字社を通じて「平成29年7月5日からの大雨災害支援金」として被災地に寄付しました。

大雨により被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

## 水道課発行の印刷物に広告を掲載しませんか

水道課が発行する印刷物への有料広告を募集しています。詳しくは水道課へお問い合わせください。

- 広告掲載を募集している印刷物
- ◇すいどうだより
- ◇水道検針票

## 漏水による給水装置の修繕費用負担区分について

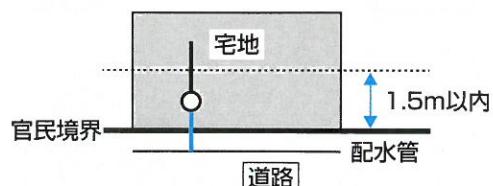


図1：メーターが民地内1.5m以内に設置してある場合

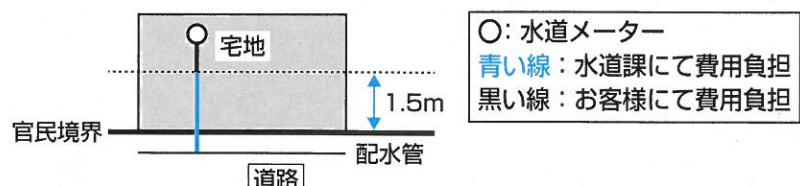


図2：メーターが民地内1.5m以降に設置してある場合

- ①道路上の漏水は市の負担で修繕します。
  - ②民地内1.5m以内にメーターが設置してある場合は、メーターまでの漏水については市の負担ですが、メーターより先以降はお客様の負担となります。（図1）
  - ③民地内1.5m以降にメーターが設置してある場合は、官民境界から1.5mまでの漏水については、市の負担となります。（図2）
  - ④市の負担区分であっても、修繕のため支障となる植栽などの移設やコンクリートなどの復旧に要する費用は、お客様の負担となります。
  - ⑤市の負担区分における漏水は、水道課へご連絡ください。
  - ⑥お客様の負担区分における漏水は、行田市指定給水装置工事事業者に修繕依頼をしてください。
- ※ご不明な点は水道課へお問い合わせください。